

# 学校体育施設使用の手引き

市民の皆さんのスポーツ活動や学習活動を支援するため、小・中学校の体育施設（体育館・グラウンド等）を学校教育に支障の無い範囲で開放します。

施設を使用できるのは、団体の代表者と事務担当者が市内在住かつ構成員の過半数が市内に在住・在勤・在学している団体です。

学校は、児童生徒の大切な教育施設です。注意事項を守ってご使用ください。

## I. 学校体育施設の利用時間

学校が休日又は長期休業日・・・・・・・・午前9時から午後10時まで

上記以外の日・・・・・・・・午後6時から午後10時まで

→学校により、貸し出しのできない時間があります。

予約希望日の貸出時間等についてはシステムを確認するか、学校に問い合わせてください。

※時間を越えて施設を使用されているケースがみられます。時間を守り利用してください。

## II. 使用のながれ

1. 千曲市公共施設予約システムで、仮予約を行う

→システムを利用するには、事前にシステムの利用者登録申請が必要です。

詳しくはスポーツ振興課に問い合わせてください。

2. 申請書受付窓口にて、使用申込書を提出する

→システムでの仮予約後、速やかに提出してください。提出の締切は使用する5日前までです。

受付時間

学校事務室：登校日の午前8時30分から午後4時30分

戸倉体育館・更埴体育館：午前8時30分から午後9時30分

（休館日の場合は午後5時まで）

3. 「使用通知書」と「使用料納付書」を受け取り、料金を支払う

→後日、鍵の管理場所もしくは郵送により「使用通知書」と「使用料納付書」をお渡しします。

使用される日までに料金をお支払いください。

4. 施設を使用する

→前日もしくは当日に鍵を借りてください。鍵の貸し出しについては裏面をご確認ください。

## III. 使用料の納入・還付

1. 「使用料納付書」により使用料を速やかに最寄りの金融機関にて納入してください

2. 納入された使用料は、原則として還付しません

→ただし、天候不順・学校の都合・災害等により使用できなかった場合は還付手続きを行いますので、千曲市スポーツ振興課に申し出てください。

#### IV. 使用料

##### 1. 小学校施設・つばさ体育館 使用料

施設の名称	使用区分		使用料	電灯料
屋外運動場	1時間あたり		100円	1,000円 (一部学校のみ)
屋内運動場	全面	1時間あたり	500円	500円
	半面	1時間あたり	250円	250円

##### 2. 中学校施設 使用料

施設の名称	使用区分		使用料	電灯料
屋外運動場	1時間あたり		100円	電灯設置なし
屋内運動場	全面	1時間あたり	1,000円	1,000円
	半面	1時間あたり	500円	500円
	1/4面	1時間あたり	250円	250円
武道場	1時間あたり		500円	250円

※中学校の体育館は、別途器具代がかかります。

※学校により、屋外運動場が使用できない場合があります。

※団体種別により、使用料の減免があります。詳しくはスポーツ振興課へお問い合わせください。

#### V. 鍵の貸出

##### 1. 使用日又は前日に鍵管理場所（対象の学校は下記のとおり。記載のない学校は学校事務室で貸し出し）で鍵を借りてください

→「使用通知書」及び「使用料納付書（領収書）」を持って行くようお願いします。

→学校での受付時間は、登校日の午前8時30分から午後4時30分までです。

鍵管理場所（連絡を取り、鍵の借用をしてください）

学 校 名	鍵管理の場所	電 話
屋代 小学校 体育館	一般宅	
屋代 中学校 体育館	一般宅	
東 小学校 体育館・夜間照明	東部体育館(※)	272-1929
埴生 小学校 体育館	一般宅	
埴生 中学校 体育館	平日の8:30~16:30 埴生中学校	272-0015
	平日の16:30~21:00 祝祭日の9:00~21:00 更埴体育館	273-0010
治田 小学校 体育館・夜間照明	勤労者体育センター(※)	272-3577
更埴西 中学校 体育館・武道場		
八幡 小学校 体育館・夜間照明		

**※東部体育館及び勤労者体育センターは、原則月曜日が休館日となりますので、鍵の貸出ができません。休館日に該当の学校を利用する団体は必ず前日までに鍵を借用してください。**

問い合わせ先：スポーツ振興課（Tel276-1731）